

平成 2 2 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(厚生労働省関係)

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

全 国 知 事 会

目 次

《政策要望》

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について	1
1 社会福祉施策の推進等	1
2 保健医療体制の整備等	3
3 新型インフルエンザ対策の推進について	6
2 次世代育成支援対策の推進について	9
3 人権の擁護に関する施策の推進について	11
4 雇用対策の推進について	12

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

1 社会福祉施策の推進等

高齢化の急速な進展は、社会経済や社会保障への重大な影響が懸念されることから、高齢者の介護予防、自立した生活のための支援策の拡充、介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。

障害者施策については、障害福祉サービスの十分かつ適切な提供体制の確立を図るとともに、障害者の自立と社会参加に向けた支援を強化すること。また、障害者自立支援法の改正の後に予定されている政省令の改正に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

生活保護制度の改革に当たっては、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、平成21年3月の「国と地方の協議のとりまとめ」に基づき、制度の見直しを行うこと。その際には、地方の意見を十分に反映させること。

【具体的な要望事項】

(高齢社会対策)

- (1) 高齢者が地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域包括ケアを実施する地域包括支援センターへの支援を充実させるなど、介護予防施策、認知症対策等の充実を図ること。
- (2) 予防給付や地域支援事業を円滑に実施するため、介護予防サービスに係る人材の育成やサービス提供体制の整備など、十分な支援策を講じること。また、必要なサービスの質及び量の確保とともに、低所得者への配慮を十分行うこと。
なお、これらの実施に当たっては、地方公共団体の事務負担、財政負担が過重にならないように十分配慮すること。
- (3) 今後、ますます需要の増加が見込まれる介護サービスを担う人材を確保するためには、職務の内容に見合った、適切な介護報酬の設定が必要であり、今後の改定に当たっては、平成21年度の介護報酬改定や経済危機対策で創設された介護職員処遇改善交付金による処遇改善措置の効果も十分検証し、その結果を踏まえ、適切な対応を行うこと。あわせて、労働環境の改善やキャリアアップの仕組みの構築のための施策の充実を図ること。
- (4) 有料老人ホームの要件に関して、高齢者以外の者が入居している場合等の判断に関わる指針を示すこと。また、未届の有料老人ホームについても立入検査等ができることを、無届又は無認可の児童福祉施設に対する立入検査権を規定した児童福祉法第59条と同様、老人福祉法上明確に位置付けること。

(障害者福祉)

- (5) ノーマライゼーションの理念の下、地域の実情に即した取組が進むよう、また障害種別に関わらず必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスの充実、相談支援体制の整備及び地域生活支援事業の十分な財源確保を図ること。このうち、障害福祉サービスの充実については、離島や過疎地域等地理的条件の不利な地域におけるサービスの円滑な提供に必要な支援を行うこと。

あわせて、障害者の地域における自立と社会参加に向け、就労支援、地域移行、地域生活支援等の支援体制を強化すること。

- (6) 障害者自立支援法の改正の後に予定されている政省令等の改正に当たっては、その検討状況を明らかにしつつ、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取し、利用者負担額の軽減、障害程度区分認定システムの改善等を行うこと。

利用者負担については、利用者にとって分かりやすい制度とすること。

障害程度区分認定システムについては、3障害それぞれの障害の特性を十分に踏まえた適切なシステムの確立に向け、これまでの認定状況、特に二次判定で区分認定が変更されたケースや審査請求に至ったケースなどの状況を十分検証した上で、必要な見直しを行うこと。

- (7) 障害福祉サービスに関しても、平成21年度報酬改定等の効果について、事業者の経営状況やサービスの実施状況など全国的なきめ細かな実態調査を実施し、十分な検証を行うこと。
- (8) 障害児に係る施設・事業のサービス体系の再編については、地方公共団体や施設関係者等の意見等を踏まえ、具体的な政省令の内容を検討すること。また、施行準備に支障のないよう速やかに情報提供するとともに、地方公共団体や施設等に必要な支援を行うこと。
- (9) 引きこもりの状態にある者や家族への支援に対する専門的・技術的支援と財政支援を行うこと。

(生活保護制度)

- (10) 生活保護制度は国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、今後も法定受託事務の枠組みを堅持するとともに、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持すること。

生活保護制度の改正の方向性に関する平成21年3月の「国と地方の協議のとりまとめ」に基づき制度の見直しを行うに当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

2 保健医療体制の整備等

医療を取り巻く環境の変化に即し、地域の実態を十分考慮した医療提供体制の体系的整備を図るために、特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図ること。地域及び診療科における医師偏在については、医師の養成の在り方等を早急に見直すとともに、新医師確保総合対策や緊急医師確保対策、安心と希望の医療確保ビジョン、安心社会実現会議の報告書等に基づき、医師確保対策を強力に推進していくこと。

自治体病院については、公立病院改革ガイドラインに基づき策定した改革プランに沿った経営の効率化、病院の再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等が求められている。自治体病院が改革を進めるに当たり、国においては、へき地医療など地域において重要な役割を果たしている公立病院の使命にかんがみ、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、円滑な運営のため必要な措置を講じるとともに、新たな措置の実施や保険料の負担軽減措置の継続によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないように、国は引き続き責任を持って対応すること。

将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の改革等を引き続き着実に行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。

国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

【具体的な要望事項】

(医療体制の充実)

- (1) 国立病院機構の病院・療養所の運営に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点、及びこれまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。
- (2) 社会的要請の強い救急、へき地、周産期、小児等の医療の充実を図ること。特に、地域及び診療科における医師偏在の解消のための抜本的な対策として、へき地・周産期など地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を医療機関の管理者となる要件とするほか、臨床研修修了後、一定期間医師不足地域での勤務を義務付けるなど、具体的な対策を

講じること。また、救急医療、周産期医療、小児救急医療等とりわけ医師確保が困難な分野については、実態を十分に踏まえ、診療報酬の抜本的見直しを行うこと。

- (3) 小児科医、産婦人科医、麻酔科医、看護師、助産師、理学療法士等医療従事者の養成確保・資質の向上及び子育て支援策の充実などの就業環境の整備を総合的に推進すること。特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の改善を図るためには医師総数を増やすことが必要であることから、地域の実情に応じた更なる大学医学部の定員増等を行うこと。また、大学教育から後期研修の各段階で、へき地及び特定診療科に勤務する医師を養成する具体的仕組みづくりを行うこと。さらに、臨床研修医の募集定員については、地域医療に混乱を招かないよう配慮すること。
- (4) 医師の標準数については、病院の持つ機能や慢性期・急性期などの患者の特性に応じた設定を行うとともに、医師確保が困難な地域については、病院の開設許可等に当たっても特例措置を講じること。
- (5) 病院勤務医や看護師等の過重労働を解消し、本来業務に専念できる勤務環境を確保するため、医療関係職種の役割分担の在り方や業務の範囲について、具体的に検討し明らかにするとともに、診療報酬を適切に見直すこと。
- (6) 内科、小児科を中心とし、診療科全般にわたって高い診療能力を有しているいわゆる総合医は、へき地に限らず地域でも大いに求められる人材であることから、総合医を専門医と同様に位置付け、育成を図ること。
- (7) 救急病院に軽症の患者がかなり集まっている現状にかんがみ、病院勤務医の負担を軽減するため、地域の開業医に今まで以上に政策医療への協力を呼びかけるとともに、救急病院の適正利用を促す取組を強化すること。
- (8) 救命救急センターや二次救急医療機関等の役割・機能の十分な発揮により救急医療の充実を図るとともに、ドクターヘリの導入促進やその安定的運用により救急搬送体制の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (9) 自治体病院については、公立病院改革ガイドラインに基づき策定した改革プランに沿った経営の効率化、病院の再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等が求められている。自治体病院が改革を進めるに当たり、国においては、へき地医療など地域において重要な役割を果たしている公立病院の使命にかんがみ、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

(医療保険制度・長寿医療制度)

- (10) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、新たな措置の実施や保険料の負担軽減措置の継続によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないように、国は引き続き責任をもって対応すること。

また、国は、制度創設の趣旨、保険財政の仕組み、保険料の算定・徴収

等について、関係者・関係団体、報道機関等を通じ、引き続き周知徹底や理解を図り、迅速な制度の定着に努めること。

- (11) 国民健康保険制度における平成17年度3大臣（総務・財務・厚生労働）合意に基づき、平成21年度までの時限措置として実施されている保険基盤安定制度（保険者支援）、財政安定化支援事業、高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業による財政基盤強化策については、引き続き22年度以降も継続するとともに、国による十分な財政措置を講じること。
- (12) 医療保険制度の改革については、地方の意見を十分に反映させ、国の責任において、医療保険制度における構造的問題を解決し、負担と給付の公平化、安定した制度運営を将来にわたって確保するため、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。その場合には、保険料負担の在り方、現役世代からの支援、公費負担等具体的な内容について議論を深め、国民的合意形成を図ること。
- (13) 重度心身障害者（児）、乳幼児等及び一人親家庭に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

（健康づくり）

- (14) 健康増進法の理念を十分周知し、国民自らの生涯にわたる健康づくりに対する支援を行うとともに、地方公共団体が行う生涯を通じた健康増進、疾病予防対策を効果的に推進するための環境の整備を推進すること。また、実効性ある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の充実強化を図ること。

（感染症対策）

- (15) 感染症対策については、諸外国との連携体制を強化し、適切な予防対策を講じること。また、国内における感染症発生時の対策の充実を図るとともに、必要な支援を行うこと。特に、結核予防法の感染症法等への統合後も結核根絶に向けた取組を後退させることがないように、国立病院機構の病院・療養所の結核病床について現行規模を確保するなど、結核対策の一層の充実を図ること。

（難病対策）

- (16) 難病対策は、国において全国的な制度として実施されるべきものであることを踏まえ、特定疾患治療研究事業の対象疾病を見直すなど、難病を有する者に対する保健・医療及び福祉関連サービスを充実させるとともに、法制度化等による制度の安定化を図ること。特定疾患治療研究事業の対象疾病追加に当たっては、都道府県と十分な調整を図り、疾病追加時期及び認定基準等の詳細についても早期に周知すること。また、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担を早期に解消すること。

3 新型インフルエンザ対策の推進について

新型インフルエンザは、これまでの感染症とは異なり、世界規模で感染が急激に拡大するなどの特徴を持ち、その対策は国家的な危機管理の問題であることから、国が主体となって、地方公共団体との十分な事前協議の下、国民的な合意を得ながら対策を進めること。

さらに、これら対策の実効性を高めるための法整備や、地方公共団体等への十分な財政措置を講じること。

【具体的な要望事項】

(新型インフルエンザ (A / H 1 N 1) と同程度の病原性を前提とした対策)

(1) 新型インフルエンザ対策の具体的な内容について定めている「行動計画」や「ガイドライン」については、ウイルスの特徴や感染力、治療方法等を十分見極め、病原性に応じて柔軟に対応できるものとする。

特に、平成 2 1 年春に発生が確認された新型インフルエンザの病原性と同程度の病原性を持つ新型インフルエンザに対しては、季節性インフルエンザに準じた対応とすることをあらかじめ定めるなど、機動的・弾力的な対応を可能とすること。

(2) 届出基準を明確化するとともに、速やかに示すこと。症例定義については、現状に即したものを示すこと。また、その変更は、状況の変化に応じて迅速に行うこと。

(3) 医療体制の確保については、国及び都道府県がそれぞれの役割に応じ、適切に対応できる体制とすること。

一般医療機関が発熱外来機能を持つ場合や、発熱外来を設置した場合の設置・運営に要する費用について、財政支援をすること。

一般医療機関が重症患者等を受け入れる事態が想定されるため、感染症病床以外の病床を含めた設備整備・運営費（空床補償等）の財政支援をすること。

医療従事者の確保のため、国で医療従事者に対する恒久的な補償制度を創設するなど、安心して医療に従事できる体制を構築すること。

国の責任において、医療物資（感染防護具、診断キット、抗インフルエンザウイルス薬等）の安定生産・供給体制を通年にわたり確保すること。

地域医療で重要な役割を担っている国立大学法人や独立行政法人国立病院機構など国が関与する医療機関について、入院医療の提供や発熱外来機能の整備など新型インフルエンザ対策に一層取り組むことができるよう積極的な支援を行うこと。

(4) 流行を早期に把握するため、児童、生徒、学生などに重点をおいた効率

的なサーベイランス体制を構築すること。また、その内容については、地方公共団体と事前に十分協議すること。

- (5) 迅速にワクチンの開発・生産を実施するとともに、ワクチン接種の法的
位置付け、接種の範囲、優先順位、費用負担について明確にするとともに、
その内容については、地方公共団体と事前に十分協議すること。
- (6) 国民の不安を解消し、風評被害を防止するため、ウイルスの毒性や症状、
予防方法、医療機関の役割分担等に関する情報を、政府広報を中心に速や
かにかつ分かりやすく提供すること。また、個人情報の保護やパニック防
止の観点から、情報提供・情報共有の基本的考え方を明確にするとともに、
報道機関との協定締結等の対策を講じること。
- (7) 新型インフルエンザについて、急速に患者数が増加したことに伴い、地
域経済に風評被害による大きな影響があった地域に対しては、国において
適切な支援措置を講じること。
- (8) 新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題であることから、
国の責任において、十分な財政措置を講じること。

(インフルエンザウイルスの強い病原性への変異や、強い病原性の新型イン
フルエンザの発生に備えての対策)

- (9) 新型インフルエンザの想定患者数は、「感染症の予防及び感染症の患者
に対する医療に関する法律」(感染症法)の想定患者数を大きく上回るも
のである。また、感染症法は感染症の発生予防とまん延防止を目的として
おり、特に高病原性の新型インフルエンザまん延後の対策(国民の社会活
動の制限、在宅患者への支援等)への対応は困難であることから、新型イ
ンフルエンザ対策については、感染症法の枠組みにとらわれず、より広範
な対応を想定した各種法令の整備を検討すること。
- (10) 新型インフルエンザ発生時に想定される個人の権利の制限、公共交通機
関の運行制限、患者情報の公開等について国民的な合意を得るとともに、
新型インフルエンザの流行拡大防止を図るため、長期間に渡る交通遮断、
地域住民への自宅待機要請等の実行に係る権限を知事に付与すること。
- (11) 自動車運転免許に代表される免許・許可等の更新期限の延長など、新型
インフルエンザ発生時における行政手続に関する特例措置について、法的
な整備を進めること。
- (12) 医療機関及び医療従事者の確保のため、知事が病院等を管理し、医療関
係者を必要業務に従事させる等の災害救助法に類似した権限を知事に付与
するなど法的な整備を進めること。
- (13) 社会機能を維持する等、新型インフルエンザに対する総合的な対策を推
進するため、災害対策基本法に類似した知事の権限を付与するなど、法的
な整備を進めること。
- (14) 集会等の自粛要請等の対策について、その法的根拠を明確にするととも
に、関係する地方公共団体の長に当該対策の実行に係る権限を付与するこ

と。

- (15) 自衛隊、警察及び消防機関と都道府県知事との具体的な連携方策を明らかにすること。特に、新型インフルエンザ患者の医療機関等への救急搬送については、消防機関等関係機関の協力が不可欠であるが、役割分担が明確でないため、患者搬送に要する費用負担の在り方を含め、関係省庁間（厚生労働省、消防庁等）で連携・協議を行うこと。
- (16) パンデミック期の食糧備蓄とその輸送体制について具体的な対策を講じること。また、市町村が行う要援護者への食糧等の配布に係る法的根拠を明確にするとともに、それに要する費用への財政措置を講じること。
- (17) 企業等に対する経済活動の制限とそれに伴う損失補償について検討すること。

2 次世代育成支援対策の推進について

社会保障給付費における児童・家族関係給付について大胆かつ効果的な財政投入を行い、子どもを生ま育てることについての経済的支援や、すべての親子を対象とした子育て支援サービスなど、子ども・子育て家庭に対する支援を大幅に強化すること。

また、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化するとともに、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

さらに、個人の意思を尊重しつつ、子どもを生ま育てることについて、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

【具体的な要望事項】

(1) 諸外国に比べ少ない社会保障給付費における児童・家族関係給付について大胆かつ効果的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的拡充を図ること。

(2) 子育て家庭に対する手当の充実を図るとともに、育児休業中の所得保障の充実を図ること。あわせて、所得税の税額控除制度の新設など、子育て家庭に対する支援税制を実施すること。

また、不妊治療費、妊婦健診費、出産費、乳幼児医療費の負担軽減、並びに多子世帯等に対する保育料の軽減について、更なる措置を講じること。

さらに、奨学金制度を拡充するとともに、奨学金の返還金を所得税の所得控除とするなど、子どもが教育を受ける期間に係る費用の負担を軽減すること。

(3) 多様な保育サービスや子育て支援サービスの質・量の充実を図るための予算を大幅に増やすとともに、特に「安心こども基金」については、市町村の財政状況その他地域の実情を十分踏まえ、保育需要への円滑な対応や多様な取組が可能となるよう、弾力的かつ十分な支援を行うこと。

また、「認定こども園」においては、保育を必要とするすべての子どもを受け入れられるようにすること。

さらに、「認定こども園」や「放課後子どもプラン」など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっているものについて、地域の実情に応じた総合的な施策の展開を図ることができるよう進めるとともに、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

(4) 産科、小児科医の確保や子どもの安全対策の強化など子どもが健やかに育つ環境づくりを進めること。

また、中高生の頃から、子ども・子育てや命の大切さを学ぶようにする

とともに、乳幼児との触れ合いの機会を増やすなど、次代の親育ての取組を進めること。

さらに、女性が子どもを健やかに生み育てられるよう、健康支援策を推進すること。

- (5) 企業において働き方の見直しや従業員への支援が進むよう、子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置の拡充、中小企業が一般事業主行動計画を策定する場合の援助や策定した企業に対する支援策の充実を行うこと。

また、国及び21世紀職業財団の助成金の財源枠の拡大、要件緩和や手続の見直しなど中小企業等への助成制度を充実すること。

さらに、企業において従業員が働きやすい環境の整備を促進するため、事業所内保育施設について、設置及び運営に係る助成を充実すること。

- (6) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就職の支援など、出産・子育てに合わせた多様な働き方ができるよう雇用環境の改善を図ること。

また、男性が利用しやすい育児休業制度の導入の検討を始め、長時間労働の削減、年次有給休暇や育児休業を取得しやすい環境の整備、啓発など、子育て期にある男性の働き方の見直しを促進すること。

さらに、国と地方の労働行政の情報の共有化、役割分担の見直しを行うこと。

- (7) 個人の意思を尊重しながら、結婚や出産、子育ての意義・素晴らしさ等についてより国民にメッセージが伝わるよう、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、国民的関心を惹起するための取組を行うこと。

また、あらゆる主体が次世代育成支援に参加する機運づくりについても、マスコミ等と連携して積極的に取り組むこと。

3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

特に、児童・高齢者・障害者等に対する虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。
- (2) 女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・ハンセン病患者等にかかわる不当な差別、その他のあらゆる人権侵害を早急に解消するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育・啓発を総合的かつ計画的に推進すること。また、諸施策の実施状況を点検し、その結果を基本計画の見直しに適正に反映させること。
- (3) 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童に対する適切な保護など諸施策の実施に当たっての支援策等必要な措置を引き続き講じること。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑な実施のため、引き続き、専門的知識を有した人材の確保、養成などに対し支援を行うとともに、制度の普及啓発、高齢者虐待の発生要因等実態把握に努め、より具体的な虐待の定義、判断基準を示すこと。
- (5) 障害者に対する虐待については、虐待防止、被虐待者の保護及び養護者支援等を推進するため、早急に十分な措置を講じること。
- (6) 配偶者等からの暴力による被害者の自立支援については、全国的に一定の水準を確保するための施策を引き続き講じること。また、加害者の更生に向けたプログラムについて、早急に国としての議論を進め、加害者更生施策を推進すること。
- (7) 民法第772条のいわゆる300日規定に起因する無戸籍児の問題については、子の人権を擁護する観点から、引き続き実態を十分踏まえた実効性ある対応策を講じること。

4 雇用対策の推進について

極めて厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の確保対策や離職者対策を一層強力に推進するとともに、地方の主体性を生かした実効ある雇用創出等につながる支援策を積極的に推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」について、より柔軟かつ多様な対応ができるよう、人件費割合、新規雇用割合、雇用期間及び更新等の要件の更なる見直しを図ること。
- (2) 若年者、女性、中高年齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や再就職・起業支援など適切な能力開発・就業支援の充実強化を図ること。特に若年者の社会的自立促進のためのジョブカフェ関連事業や障害者自立支援法及び障害者雇用促進法に基づく障害者の就労支援については、十分配慮すること。また、雇用状況が改善していない地域においては、離職者訓練の充実・強化など支援策を講じること。
- (3) ハローワークと地方公共団体との連携強化や情報共有を始め、求人と求職のミスマッチを解消するための一段の取組を行うほか、地方公共団体や民間企業が取り組む雇用対策情報を常時掲載するなど、雇用対策情報の更なるネットワーク化に早期に努めること。
- (4) 新エネルギーの開発と導入促進、技術革新による新市場の創造、新型情報インフラの整備など、潜在成長力を高める政策に重点的な投資を行い、選択と集中により効果的な雇用創出に取り組むこと。
- (5) 雇用保険法については、適用基準や受給資格要件の緩和、給付日数の延長等の制度改正が行われたところであるが、雇用保険の適用基準などの更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策を拡充すること。
- (6) 正規労働者と非正規労働者との均衡ある処遇に向けた法的整備について、議論を先送りせず、着実に検討を進めること。